- 3. 沿岸域の計画策定には、低潮時の水深が6メートルまでの潮間帯とそれに続く海水域のみならず、特に周辺の淡水湿地系、沿岸の潟湖、湾、海洋小島、マングローブ沼沢地、河口部を含んだ、全てのタイプの湿地と関連するシギ・チドリ類や他の水鳥のねぐらとなる場所をも包括しなければならないことに注目し、
- 4. 特に小島嶼開発途上国や他の国々にとって、沿岸域の経済的、生態学的、文化的、レクリエーション上での 重要性を認め、
- 5. 生物多様性条約の第2回締約国会議で取り上げられた、海洋と沿岸域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する決定10と同様に、沿岸域の総括的な管理に関する「アジェンダ21」の17章で提議された問題、また、沿岸域の生態学的に持続可能な開発を支持する、国連環境計画の「地域海域計画(Regional Seas Programme)」の業績にも注目し、
- 6. 集水域の管理と沿岸域の管理には重要な関連性があることを認識し、
- 7. 1993年タンザニアのアリューシャで開催された「島嶼国を含む東アフリカの総括的沿岸管理の政策会議」で採択された、国内の自然に関する計画策定過程の中に沿岸域を含める必要性、また沿岸の湿地に悪影響を及ぼす可能性のある活動を管理する、調整された法制の必要性についての勧告を想起し、
- 8. さらに湿地の全体的で総括的な管理戦略の適用を含んだ「湿地の賢明な利用のための追加手引き」を採択した決議5.6を重ねて想起し、

締約国会議は、

- 9. 沿岸湿地や他の主要な環境構成要素の保全と賢明な利用について、健全な政策決定を助けるため、戦略計画策定と総括的沿岸管理の原則の採用そして適用を締約国に求める。
- 10. 湿地と関連する環境構成要素の利用の賢明な管理を確実なものにするため、環境アセスメントのみならず沿岸域の戦略計画策定が適切な時期に確実に実施されるよう、適切な方法を探求することを全ての締約国に対し要請する。

勧告6.9 国家湿地政策の策定と実施のための枠組み

- 1. 湿地の保全と賢明な利用と条約の賢明な利用ガイドラインの実施を促進する上で、重要な一歩となる「国家湿地政策」の策定を締約国に求めている勧告4. 10を想起し、これによって「賢明な利用の概念は、政策の策定、計画、法的教育的活動、そして特定の地域での活動を含む湿地保全の全ての側面におよんでいる」ことを再確認し、
- 2. 勧告4.10は長期間におよぶ包括的な国家政策の策定に向けて努力するよう全ての締約国に求めており、そのような政策は各国の慣習に合ったどのような形でも策定できるものであることに注目し、
- 3. 今回の締約国会議で、ラムサール常設委員会が分科会Aの企画段階で、(a)そのような「国家湿地政策」の 策定と実施を加速させるためのガイドラインの作成と、(b)一方で「国家湿地政策」と湿地の賢明な利用と、他方 で「国家湿地政策」と特に沿岸域での地域計画策定とが、より強く関連づけられるようにするガイドラインを作成す るように指示したことに留意し、
- 4. 多くの国で国家湿地政策の策定と実施のための事例と仕組みがあることと、この分野での各国の経験の知見を広く伝えることが湿地政策の策定を検討している多くの締約国にとって、また「1997-2002年戦略計画」を実施する上で条約にとって非常に価値があることを認識し、

締約国会議は、

勧告

- 5. この種の政策をまだ持たない締約国が使えるように、「国家湿地政策」の策定と実施のための実例と説明を含んだ枠組みを作成する必要があることを認識する。
- 6. そのような枠組みを含む報告書を作成し、さらに各国の政治上制度上の範囲の中で、また国家生物多様性または自然保護行動計画または政策に関連させて、「国家湿地政策」の手続きと意見聴取に関する配慮、起草や実施の具体例とともに、世界中の湿地政策の状況分析を加えることを条約事務局に求める。
- 7. この枠組みを準備する資料とするため、関連する「国家湿地政策」の文書と要約した情報をラムサール事務局に提供するよう締約国に要請する。
- 8. さらに国家湿地政策の作成と実施の経験がある締約国の担当者の時間と知見を、そのような政策策定に着手しようとしているラムサール加盟国と分かち合うことを要請する。
- 9. 上記報告書の作成に中心的な役割を果たしたり参加したり、またこの目的のために資金人材の提供を申し出るパートナー機関と協力し合って、報告書出版の調整役となることをラムサール事務局に求める。

勧告6.10 湿地の経済的評価に関する協力の促進

- 1. 湿地は幅広い利益を人類にもたらすが、湿地の価値が確立された貨幣指標によって表現されていないことが理由の一つとなり、その経済価値は十分に研究されたり理解されていないことに注目し、
- 2. 特に涂上国では、湿地の市場外の価値がほとんど研究されていないことにさらに注目し、
- 3. 湿地を保全しようという努力は、湿地の劣化と消失につながる根本的な圧力の問題に取り組まなくては、長期的に見て成功する確率が低いことを憂慮し、
- 4. 湿地が人々に提供する資源や機能の経済的評価が、湿地への悪影響への対策を行う上で基本的な国内的そして国際的手段となり、悪影響予防に取り組む際に大きく補完する役割を果たすことを意識し、
- 5. 重要なポストにいる政策決定者は、しばしば湿地の多岐にわたる経済価値に関する十分な知識を持っていないことをさらに意識し、
- 6. 上記の憂慮に対する対応として、国際湿地保全連合の「湿地の機能と価値の経済的評価専門家グループ」等、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、南北アメリカの湿地の価値評価の専門家を含む、多くの有識者のネットワークがすでに設立されていることを想起し、
- 7. 1995年にマレーシアで開催された「湿地と開発に関する国際会議」で、湿地の価値評価が関心の的であったことをさらに想起し、
- 8. 湿地の価値評価に関わる様々な関係グループの間でさらに連携を確立することの重要さ、さらに条約の「19 97-2002年戦略計画」の関連項目の実施を促進するために、これらの取り組みを調整し共同作業を進めることが必要であると認識し、

締約国会議は、

- 9. 各国内の湿地保全の利益と必要性と、そして国際的な認識を高めるため、湿地のすべての経済的価値が同定され測定され報告されることが重要であることを確信する。
- 10. 既存の有識者による幅広いネットワークに対し、湿地の価値評価においてリーダーシップを発揮し、ラムサ